選定療養費のお知らせ

当院は地域医療支援病院の認定施設となっており「紹介状を持たずに初診で受診される場合」や「当院から他の医療機関に対し紹介状（診療情報提供書）による紹介を行ったにもかかわらず当院を再度受診される場合」には、国が定めた制度により『選定療養費』を診療費とは別にお支払いただきます。

選定療養費の種類	対象の方	金額（税込）
初診時選定療養費	初診時に紹介状（診療情報提供書）をお持ちで無い方	７，７００円
再診時選定療養費	再診患者さんで、当院から他の医療機関に対し紹介状（診療情報提供書）による紹介を行ったにもかかわらず当院を再度受診される場合	３，３００円

※選定療養費を算定する場合は保険給付から一定額を差し引くことになっております。
※選定療養費は診療科ごとにお支払いいただきます。

<対象とならない例>

- 緊急その他やむを得ない事情がある場合
- 紹介状を持参した場合
- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合（院内紹介が無い場合は選定療養費が発生します）
- 医科と歯科との間で院内紹介された方
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診において、医師が緊急性を要すると判断した場合
- 治験協力者である方
- 災害により被害を受けた方
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- 国の公費負担医療制度の受給対象者
- 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する場合
- 外来受診後そのまま入院となった場合
- 県、市町村の公費負担医療制度の受給対象者（特定の障害・特定の疾病の公費に限る）

2022.10 改定

順天堂大学浦安病院